

# 四半期報告書

(第48期第2四半期)

自 平成26年 7月 1日  
至 平成26年 9月30日

**EIZO株式会社**

石川県白山市下柏野町153番地

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 ..... 1
- 2 事業の内容 ..... 1

### 第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク ..... 2
- 2 経営上の重要な契約等 ..... 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ..... 2

### 第3 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 ..... 6
- (2) 新株予約権等の状況 ..... 6
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 ..... 6
- (4) ライツプランの内容 ..... 6
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 ..... 6
- (6) 大株主の状況 ..... 7
- (7) 議決権の状況 ..... 8

#### 2 役員の状況 ..... 8

### 第4 経理の状況 ..... 9

#### 1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 ..... 10
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 ..... 12
  - 四半期連結損益計算書 ..... 12
  - 四半期連結包括利益計算書 ..... 13
- (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 ..... 14

#### 2 その他 ..... 17

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報 ..... 17

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成26年11月13日
【四半期会計期間】	第48期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	EIZO株式会社
【英訳名】	EIZO Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 実盛 祥隆
【本店の所在の場所】	石川県白山市下柏野町153番地
【電話番号】	076 (275) 4121
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 兼 IR室長 出南 一彦
【最寄りの連絡場所】	石川県白山市下柏野町153番地
【電話番号】	076 (275) 4121
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 兼 IR室長 出南 一彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第47期 第2四半期 連結累計期間	第48期 第2四半期 連結累計期間	第47期
会計期間	自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日	自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日	自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日
売上高 (百万円)	34,531	30,437	73,641
経常利益 (百万円)	3,726	1,132	7,998
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,510	815	5,437
四半期包括利益 又は包括利益 (百万円)	3,593	3,930	9,071
純資産額 (百万円)	64,486	72,481	69,201
総資産額 (百万円)	85,222	96,455	92,931
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	117.73	38.26	255.05
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	75.7	75.1	74.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	861	△1,108	4,685
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△872	△613	△1,208
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△533	△640	△1,066
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	15,896	16,717	19,080

回次	第47期 第2四半期 連結会計期間	第48期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年 7月 1日 至 平成25年 9月 30日	自 平成26年 7月 1日 至 平成26年 9月 30日
1株当たり四半期純利益 金額 (円)	70.59	23.23

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における経済環境は、欧州においては地政学的リスクの高まり等を背景に、先行きに不透明感が見られたものの緩やかな回復が継続し、米国においても堅調に推移しました。日本経済においては、消費増税に伴う内需の低迷は緩やかながらも和らぎつつあり、企業マインドにも持ち直しの兆しが見られました。

このような状況の下、当社グループは、欧州や米国での販売強化を更に進めるとともに、新しい分野でのビジネス展開に努めてまいりました。

当第2四半期連結累計期間における全体の売上高は、30,437百万円（前年同期比11.9%減）となりました。品目別の売上は次のとおりであります。

#### [コンピュータ用モニター]

売上高は19,404百万円（前年同期比7.1%増）となりました。

一般用途向けモニターについては、国内及び海外共に好調に推移しました。また、特定用途向けモニターについては、国内では主に医療市場向けモニターの分野で消費増税に伴う需要の反動減があったものの、産業市場向けモニターの売上が増加し、海外でも各市場において総じて堅調に推移した結果、売上高が増加しました。

#### [アミューズメント用モニター]

売上高は5,684百万円（前年同期比52.0%減）となりました。

パチンコ遊技機の販売環境の悪化に加え、前年同期に比べ新機種の販売が減少したことから、売上高が減少しました。

#### [その他]

売上高は5,348百万円（前年同期比17.0%増）となりました。

これは主に、医療市場向け周辺機器やアミューズメント用ソフトウェア受託開発の売上高が増加したことによりです。

利益面につきましては、売上高総利益率が前年同期に比べ0.7ポイント低下しました。これは主に、コンピュータ用モニターの販売は堅調に推移したものの、アミューズメント用モニターの販売が減少したことや利益率の低いアミューズメント用ソフトウェア受託開発売上高が増加したことによります。また、研究開発費及び販売体制の強化に伴う人件費の増加や、積極的な広告宣伝活動を実施したこと等により販売費及び一般管理費が増加しました。以上の結果、営業利益は1,050百万円（前年同期比66.8%減）、経常利益は1,132百万円（同69.6%減）、四半期純利益は815百万円（同67.5%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ2,362百万円減少し、16,717百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは1,108百万円の使用（前年同期は861百万円の獲得）となりました。これは、税引前・減価償却等前四半期純利益（税金等調整前四半期純利益＋減価償却費＋のれん償却額）を2,081百万円計上したものの、法人税等を1,838百万円支払ったことに加え、運転資金が412百万円増加（売上債権、たな卸資産及び仕入債務の増減額）したこと等によります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは613百万円の使用（前年同期は872百万円の使用）となりました。これは主に有形及び無形固定資産の取得により791百万円を使用したことによります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは640百万円の使用（前年同期は533百万円の使用）となりました。これは主に配当金の支払によります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、株主全体の利益を保護する観点から、当社株式に対する大規模買付が行われた際に、大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報と十分な時間を提供することを目的として、株式の大量取得行為への対応方針を導入しております。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

製造業を営む当社グループにとっては、企画・設計・製造・販売・サービス等のあらゆる場面で幅広いノウハウと豊富な経験が必要であり、国内外の顧客・取引先・社員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。株主の皆様にとっても、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

そこで、当社株主の皆様が特定の者の大規模買付行為の当否について適切な判断を行うために、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無等について、当社株主の皆様が必要十分な情報が提供される必要があると考えます。そのため、当社取締役会は、議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に際しては、当該買付行為を行う買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されることを目的として、このような買付行為に関する一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することが、当社及び当社株主全体の利益を守るために必要であると考えます。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は「開発創造型企業」として、テクノロジーの可能性を追求し、顧客に新たな価値を認めていただける製品を競合他社に先駆けて創造及び提案し、顧客の満足を得ること及び当社のステークホルダー（取引先・社員・株主・地域）との高い信頼関係を構築していくことにより、一層の企業の成長を図ることを経営の基本方針としております。この基本方針のもと、昭和43年設立以来、当社の強みである映像表示技術を活かし、主にコンピュータ用モニター、アミューズメント用モニター等の映像機器及びその関連製品を開発・生産し、国内外へ販売いたしております。

今後とも当社の持つコア技術を強化するとともに、既存事業を強化することにより新しい事業の創出に努め、既存事業と強いシナジーを発揮できる事業の創出を図るため、必要に応じM&Aも検討いたします。

③会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記①で述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大量取得行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を定めています。

本対応方針は大規模買付行為に際して株主の皆様が適切な状況判断を行えるようにするため、大規模買付者に対して、その目的や内容、買付対価の算定根拠等の十分な情報提供と、適切な評価期間の確保を要請し、さらに、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する意見の公表や、代替案の提示等を行う機会を確保することを目的として導入されたものです。

本対応方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト（<http://www.eizo.co.jp/ir/news/2013/DC13-004.pdf>）に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

④本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

イ. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。本対応方針は、大規模買付者に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を開示していただいた後に、十分な評価期間を経た上で大規模買付行為が開始されるものとしており、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断される際に必要な情報及び期間を確保することを目的としております。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合でも、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと判断される場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動し、株主全体の利益が毀損されることを防止します。このように本対応方針は、上記①で述べた基本方針に沿うものであると考えられます。

ロ. 本対応方針が株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株主に対して大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断のために必要な情報を提供することを目的としており、本対応方針によって株主の皆様は必要な情報に基づく適切な判断ができることとなりますから、本対応方針は当社の株主価値を損なうものではなく、むしろ、その利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・継続が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

ハ. 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値ひいては株主価値を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ具体的に規定しており、対抗措置の発動はかかる規定に従って行われます。さらに、対抗措置の発動等に際して取締役会に勧告を行う独立委員会の設置等、取締役会の恣意的な判断を防止する仕組みを有しております。

以上のことから、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、3,043百万円であります。  
なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 流動性及び資金の源泉について

当社グループは研究開発体制の充実・強化、事業活動全体の業務改革の推進及び生産効率化や環境規制への対応を目的に設備投資を行っております。将来も必要な設備投資は積極的に実施する予定であり、これらの設備資金の需要が発生いたします。また、設備資金を除く当社の主な資金需要は、運転資金や新製品の開発に係る研究開発資金、M&Aによる買収資金等であります。

当該資金需要については、これまでの営業活動で生み出されたキャッシュ・フローで賄える範囲であると考えております。



### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	65,000,000
計	65,000,000

###### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数 (株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成26年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	22,731,160	22,731,160	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	22,731,160	22,731,160	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年 7月 1日～ 平成26年 9月30日	-	22,731,160	-	4,425	-	4,313

## (6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り1丁目2-26	794	3.50
MSIP CLIENT SECURITIES  (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K.  (東京都千代田区大手町1丁目9-7 大手町フィナンシャルシティ サウス タワー)	760	3.35
株式会社北國銀行	石川県金沢市下堤町1	744	3.28
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	694	3.06
野村信託銀行株式会社 (信託口2052122)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	675	2.97
村田 ヒロシ	京都府京都市左京区	670	2.95
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海トリトンスクエアタワーZ	666	2.93
株式会社ヒロアキコーポレーション	京都府長岡京市天神2丁目2-26	567	2.50
株式会社ハツキコーポレーション	京都府長岡京市天神2丁目2-26	567	2.50
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	516	2.27
計	-	6,659	29.30

(注) 1. 上記のほか、自己株式が1,410千株あります。

2. 「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)」、「野村信託銀行株式会社 (信託口2052122)」、「資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)」及び「日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)」の所有株式数は、各行の信託業務に係るものであります。
3. LSV Asset Managementから、平成26年6月30日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成26年6月23日現在で1,154千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。  
なお、LSV Asset Managementの大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
エルエスブイ・アセット・マネジ メント (LSV Asset Management)	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミ ントン、センタービル・ロード2711、 スイート400、コーポレーション・サ ービス・カンパニー気付 (c/o Corporation Service Company, 2711 Centerville Road, Suite 400 Wilmington, DE 19808 U.S.A.)	1,154	5.08

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,410,200	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 21,316,700	213,167	-
単元未満株式	普通株式 4,260	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	22,731,160	-	-
総株主の議決権	-	213,167	-

## ② 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
EIZO株式会社	石川県白山市 下柏野町153番地	1,410,200	-	1,410,200	6.20
計	-	1,410,200	-	1,410,200	6.20

(注) 当第2四半期会計期間末の自己株式数は、1,410,277株であります。

## 2 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

なお、平成26年10月1日付で、以下のとおり役職の異動を行っております。

## 役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
取締役	常務執行役員 総務部長 兼 人事部長	取締役	常務執行役員 総務人事担当 人事部長	村井 雄一	平成26年10月1日

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	7,280	7,317
受取手形及び売掛金	14,883	11,294
有価証券	12,000	9,500
商品及び製品	7,862	9,279
仕掛品	6,666	7,520
原材料及び貯蔵品	10,846	13,351
その他	2,440	2,812
貸倒引当金	△117	△94
流動資産合計	61,861	60,982
固定資産		
有形固定資産	8,190	8,284
無形固定資産	2,517	2,299
投資その他の資産		
投資有価証券	19,453	24,079
その他	909	809
投資その他の資産合計	20,362	24,889
固定資産合計	31,070	35,473
資産合計	92,931	96,455
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	7,198	7,980
未払法人税等	1,906	141
賞与引当金	1,240	985
ソフトウェア受注損失引当金	-	29
製品保証引当金	1,639	1,731
その他	3,825	3,591
流動負債合計	15,810	14,459
固定負債		
役員退職慰労引当金	101	101
リサイクル費用引当金	1,141	1,095
退職給付に係る負債	2,610	2,689
その他	4,065	5,627
固定負債合計	7,919	9,514
負債合計	23,730	23,974

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,425	4,425
資本剰余金	4,313	4,313
利益剰余金	54,043	54,208
自己株式	△2,661	△2,661
株主資本合計	60,121	60,286
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9,162	12,183
為替換算調整勘定	153	208
退職給付に係る調整累計額	△235	△197
その他の包括利益累計額合計	9,079	12,194
純資産合計	69,201	72,481
負債純資産合計	92,931	96,455

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)
売上高	34,531	30,437
売上原価	23,631	21,027
売上総利益	10,900	9,409
販売費及び一般管理費	※ 7,739	※ 8,359
営業利益	3,161	1,050
営業外収益		
受取利息	8	10
受取配当金	122	156
為替差益	460	-
その他	23	14
営業外収益合計	615	181
営業外費用		
売上割引	41	35
為替差損	-	62
その他	8	1
営業外費用合計	50	99
経常利益	3,726	1,132
特別利益		
投資有価証券売却益	16	-
特別利益合計	16	-
特別損失		
減損損失	16	-
特別損失合計	16	-
税金等調整前四半期純利益	3,726	1,132
法人税、住民税及び事業税	1,197	178
法人税等調整額	18	138
法人税等合計	1,216	316
少数株主損益調整前四半期純利益	2,510	815
四半期純利益	2,510	815

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,510	815
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	652	3,021
繰延ヘッジ損益	△8	-
為替換算調整勘定	438	54
退職給付に係る調整額	-	38
その他の包括利益合計	1,083	3,115
四半期包括利益	3,593	3,930
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,593	3,930
少数株主に係る四半期包括利益	-	-



## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	3,726	1,132
減価償却費	665	840
のれん償却額	100	107
引当金の増減額 (△は減少)	△118	△190
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	-	116
売上債権の増減額 (△は増加)	△621	3,581
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△3,687	△4,782
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,318	787
その他	△7	△1,032
小計	1,375	562
利息及び配当金の受取額	128	167
法人税等の支払額	△642	△1,838
営業活動によるキャッシュ・フロー	861	△1,108
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形及び無形固定資産の取得による支出	△676	△791
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△200	△35
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	30	3
その他	△26	209
投資活動によるキャッシュ・フロー	△872	△613
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△533	△640
財務活動によるキャッシュ・フロー	△533	△640
現金及び現金同等物に係る換算差額	302	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△241	△2,362
現金及び現金同等物の期首残高	16,138	19,080
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 15,896	※ 16,717

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に近似する年数から退職給付支払ごとの支払見込期間を反映したものへ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

なお、当会計方針の変更による影響額は軽微であります。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)
給与、賞与及び諸手当	2,069百万円	2,286百万円
研究開発費	2,629	2,837

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)
現金及び預金勘定	7,196百万円	7,317百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△300	△100
有価証券	9,000	9,500
現金及び現金同等物	15,896	16,717

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月21日 取締役会	普通株式	533百万円	25円	平成25年3月31日	平成25年6月3日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年10月31日 取締役会	普通株式	533百万円	25円	平成25年9月30日	平成25年11月29日	利益剰余金

II 当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月20日 取締役会	普通株式	639百万円	30円	平成26年3月31日	平成26年6月2日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年10月30日 取締役会	普通株式	639百万円	30円	平成26年9月30日	平成26年11月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

当社グループは、映像機器及びその関連製品の開発・生産・販売が主であり、実質的に単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を行っておりません。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

当社グループは、映像機器及びその関連製品の開発・生産・販売が主であり、実質的に単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を行っておりません。

(金融商品関係)

金融商品の当第2四半期連結会計期間末の四半期連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

有価証券は事業の運営における重要性が低いため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	117円73銭	38円26銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	2,510	815
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	2,510	815
普通株式の期中平均株式数 (千株)	21,320	21,320

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

(剰余金の配当)

平成26年10月30日開催の取締役会において、平成26年9月30日を基準日とする剰余金の配当（中間配当）に関し、次のとおり決議いたしました。

- (1) 剰余金の配当（中間配当）による配当の総額 639百万円
- (2) 1株当たりの金額 30円
- (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成26年11月28日

(注) 平成26年9月30日現在の株主名簿に記録された株主に対し、支払を行います。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月11日

EIZO株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高村 藤貴 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているEIZO株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、EIZO株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。